

Title	デジタル著作物と知的財産権
Sub Title	
Author	尾川由美子(Ogawa, Yumiko) 古川公成
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1996
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1996年度経営学 第1245号 複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001996-1245

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

デジタル著作物と知的財産権

本研究は、マルチメディア化や情報のデジタル化によって従来考えられなかったような著作物に関する財産権の問題、そして将来必ず問題になると予想されるデジタル著作物に関わる財産権について、主として情報ビジネスに関わる企業経営者の立場から考察を加える事を目的とする。

具体的には、以下の4点についての解明を試みる。

- ①現行著作権法を法律家の立場でなく、企業経営者あるいはユーザーの視点から点検し、問題点を整理する。
- ②マルチメディア化・情報のデジタル化が新たに引き起こす著作権問題を、主に経営的な観点から、現在注目されている「音楽の著作権」との関連で考察する。
- ③デジタル著作物には国境がないことから、国際的なハーモナイゼーションの動向を確認する。
- ④著作権法から見て残された課題を経営的にどのように解決するか。

これらを解明するための方策として、まず著作権法の文献調査を行った。またデジタル著作物の作成過程における権利の保護の方法については、インタビューにより確認を行った。次に、著作権の権利処理機構として、現在ほぼ唯一機能しているJASRAC（(社)日本音楽著作権協会）と通信カラオケ業界との問題を文献調査及びインタビューから明らかにした。以上により、デジタル著作物が著作権法との間で問題になっている点を整理している。

本研究は、音楽著作権に研究領域を絞ったが、デジタル著作物の影響を受ける産業は多岐にわたる。そこで本研究の結論を著作権法の中にもう一度もどし、残された課題について提言を試みた。